

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	交通政策課 (松本空港管理事務所)	整理番号	2 - 3 - 4
処分の種類	松本空港内構内事業者の営業許可の取り消し			
根拠法令条例等・条項	長野県松本空港条例第13条第1項			
処分の概要	長野県松本空港条例第13条第1項の規定による空港内営業許可の取り消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	長野県松本空港条例第13条第1項 知事は、前条第1項の規定により営業の許可を受けた者(以下「構内事業者」という。)が許可の条件に違反したときは、当該営業の許可を取り消すことができる。			
基準の制定根拠	長野県松本空港条例第13条第1項			